

## 第1章 第2期霧島市スポーツ振興計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

スポーツは人々に大きな感動や楽しみをもたらす世界共通の人類の文化であるとともに、人々の健康や人格形成、地域の活性化など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない存在です。

国は、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発的な下に、各々の関心、適正等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とし、平成23年にスポーツ基本法を制定しました。また、同法第9条に基づき、文部科学省がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進と理念の具現化、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上で重要な指針となるスポーツ基本計画を策定しています。現在、第2期スポーツ基本計画（計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間）に基づき、スポーツ施策を展開しています。

本市では、平成25年に「生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境づくり」を基本理念とした「霧島市スポーツ振興計画」を策定し、市民の誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを推進するため、各種施策に取り組んできました。

今回の計画では、現行の霧島市スポーツ振興計画の計画期間が令和2年度末で終了することから、今後のスポーツ推進施策の方向性を検討していきます。

### 2 計画の基本的な考え方

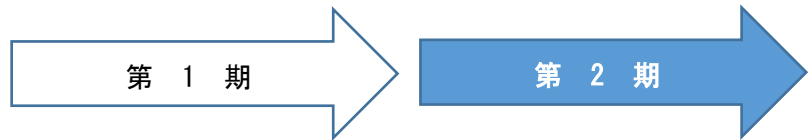
本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」を担うものとして、平成29年3月に策定された国の第2期スポーツ基本計画や鹿児島県が推進する「マイライフ・マイスポーツ運動」をもとに、社会情勢やスポーツ界の変化、本市のこれまでの取組の成果と課題を踏まえ策定します。

また、平成30年に策定した、本市のまちづくりの指針となる第二次霧島市総合計画を上位計画とし、第二次霧島市総合計画の「施策4 はぐくみ」にかかる施策を本市におけるスポーツの振興のための基本施策と位置づけ、スポーツ振興に関する具体的な行動計画として策定します。さらに、本市の関連する各分野の計画との整合性を図ります。

### 3 計画の期間

本計画は、第二次霧島市総合計画を本計画の上位計画と位置づけ、令和3年度から令和10年度の8年間を計画期間とします。これは、計画の最終年度を第三次霧島市総合計画（仮称）の初年度とすることで、次期計画を第三次霧島市総合計画に沿った内容に改定できるためです。

	計画名	計画期間	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
霧島市	霧島市総合計画	H30-R9																	
	霧島市スポーツ振興計画	H25-R2																	



国	スポーツ基本計画	H29-R3																		
県	マイライフ・マイスポーツ運動	H25-R4																		